

種 別	更新日	質 問	回 答
保安林に関すること	R7. 7. 14	園路を再整備するために保安林である松の根を一部除去することは可能か	園路の整備にあたり支障となる松の根をすべて除去することが出来るわけではありません。保安林の松に与える影響について、静岡市森林経営管理課と協議し、許可を得る必要があります。なお、保安林の区域外の松等の植栽については公園管理者である本市と協議のうえ決定します。
保安林の松以外の樹木に関すること	R7. 7. 14	保安林の区域内的の松以外の樹木を伐採することは可能か	公園管理者である本市と協議のうえ決定します。
既存施設に関すること	R7. 7. 14	日除けのポールを移設することは可能か	海水浴場開設期間に設置する日除け施設のためのポールです。本市と協議のうえ、同等の機能を維持することが出来る範囲での移設は可能です。 なお、移設費用は提案者が負担することとなります。
	R7. 7. 14	日除けのポールを日除けポール以外の利用で使用することは可能か	海水浴場開設期間は日除け施設として利用します。それ以外の期間についてはポールへ過度な負荷がかかる内容でなければ使用することは可能です。（※実際に使用する場合には協議上で許可するものとします。）
火の利用に関すること （バーベキュー含む）	R7. 7. 14	用宗緑地や用宗海岸及び駐車場での火の利用やバーベキューは可能か	公園内や海岸での火の利用の制限はありません。 用宗緑地内の植栽の保護や近隣の生活環境への影響を踏まえ用宗緑地内でのバーベキューは禁止しています。 海岸での火の利用については、直火、焚火は禁止です。海岸でバーベキューを行う場合は専用のコンロ等を使用してください。用宗海岸東側の駐車場についても海岸と同様の扱いとします。海岸でのバーベキューにおいても生活環境への影響等に配慮いただく必要があります。
公募対象公園施設について	R7. 7. 14	「公募対象公園施設で提案可能な施設は都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設」との記載がありますが、宿泊機能（ホテル・旅館の営業許可）を持たせることは可能でしょうか	公募対象公園施設は飲食店又は売店を必須施設としています。宿泊施設も都市公園法における公園施設に位置付けられていることから、宿泊機能を持たせることも可能です。 しかしながら、周辺宿泊施設との競合や騒音問題、近隣の建物からの海が見える景観を阻害することなどが懸念されることから、実施するにあたり、事業内容や対策について地域住民を対象とした説明会を開催するなどの対応が必要になると考えます。

種 別	更新日	質 問	回 答
保安林に関すること	R7.7.18	「②応募者の資格」内に「イ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。」との記載がありますが、代表法人（実質的なグループの統括を務める法人）が不動産リースのスキームを活用し、リース会社が公募対象公園施設を所有する形を検討しています。 リース会社ではなく、グループの統括を務める法人を代表法人としたいのですが、可能でしょうか？	代表法人がリース会社と契約し、公募対象公園施設を設置する場合、あくまでも所有権はリース会社にあります。代表法人が使用権を持つこととなると考えます。そのため、代表法人は施設を所有はしていないものの、使用する権利を有していることから、グループの総括を務める法人を代表法人として差し支えありません。 その場合、公募対象公園施設の設置管理許可について、所有権を有するリース会社と使用権を有する代表法人の連名で申請していただくこととなり、施設を撤去する際には両者が現況復帰する責務を負うこととなります。また、リース契約書の写しを提出いただき、使用権を有すること及びその期間を確認させていただきます。 なお、公園使用料については、施設の所有権者と使用権者のどちらに負担いただいても構いません。